

商品名等 (電気用品名等)	ゲーム用筐体
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 ゲームセンター等に置かれるゲーム用の筐体であるが、他のマスター機から映像信号を受信するとともに、ボタン操作により操作信号を出力する。本筐体は構造上マスター機から独立しており、CPU等が組み込まれたゲーム基板を有していない。</p> <p>構造、仕様、意匠 構造・仕樣的には、次の2例がある。 外観上は一般のゲーム機と同様で、モニター、操作部、信号I/O部で構成され、これらに電源を供給する電源コードを有しているもの。 上記に加えてゲーム基板用スロット及びこれを動作させる電源ユニットを有し、単独でゲーム機として使用することができるもの。</p> <p>主な使用者、販売先 ゲームセンター等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>は、非対象として取り扱う。</p> <p>は、特定電気用品以外の電気用品中、電子応用機械器具の「電子応用遊戯器具」として取り扱う。</p> <p>(理由) については、マスター機(親機)と接続することにより初めてゲーム機としての機能を有するものであり、単独の製品としては機能しえないものであることから、いわゆる半完成品であるといえ非対象として取扱うことが妥当と判断する。 については、オプションであるゲーム基板を挿入することによりゲーム機として単独使用できるように設計・製造されたものであることから、「電子応用遊戯器具」として取り扱うのが妥当と判断する。</p>	

(参考図次頁)

(参考図)

